

令和3年第2回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和3年2月15日(月)	午後1時25分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第2回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 議決事項

議案第5号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部
改正について

議案第6号 令和3年度藤崎町奨学基金奨学生について

議案第7号 令和3年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について

議案第8号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（3
月補正・令和3年当初）

議案第9号 県費負担教職員（校長）の異動内申について

6 その他

7 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者

委員	(1番) 田澤 文雄
委員	(2番) 神 公子
委員	(3番) 加福 哲三
委員	(4番) 工藤 留美

教育委員会事務局

教育長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木 泰人
学校給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	木村 文徳
学務課主幹	長内 真理子

午後1時25分 開会

◎羽賀教育長 ただいまから令和3年第2回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。
はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の田澤委員と3番の加福委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和3年2月15日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 異議無しと認め、会期を令和3年2月15日の一日間とします。

◎羽賀教育長 次に、「令和3年第1回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）令和3年第1回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和3年第1回定例会は、令和3年1月20日（水）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館多目的ホールにおいて開催されました。欠席された委員はいませんでした。報告事項として、報告第1号「令和2年度学習状況調査結果の概要について」、報告第2号「【専決事項】藤崎町教育委員会パートタイム会計年度任用職員設置要綱について」、報告第3号「【専決事項】藤崎町成人式自粛協力金支給要綱について」が報告され、議決事項として議案第1号「令和2年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定について」、議案第2号「区域外就学承認願について」、議案第3号「藤崎町立中学校運動部活動の方針について」、議案第4号「藤崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部について」が可決されました。

第1回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案審議に入ります。

議案第5号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について」を議案とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）1ページをお開き下さい。

議案第5号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則について一

部改正が必要になったため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページをお開き下さい。

「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則」であります。

変更事項としては、4ページにあります様式第4号「奨学金借用証書」の注意書きの4番目に「租税特別措置法第91条の3第2項の規程の適用により印紙税は課されません。」との一文を追加したものであります。

これは、租税特別法の改正により奨学金貸与事業にかかる消費貸借契約書に係る印紙税については非課税になったことによるものです。

議案第5号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 質問等が無いようですので、議案第5号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長 続いて議案第6号「令和3年度藤崎町奨学基金奨学生について」を議題としますが、この案件については、個人情報が含まれることから、審議は藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ご異議ないものと認め、議案第6号は非公開で審議することとします。

なお、非公開とした別紙資料は会議終了後回収しますので、持ち帰りしないようお願いいたします。それでは説明を求めます。

～非公開審議～

◎羽賀教育長 それでは非公開審議を終了します。

議案第6号「令和3年度藤崎町奨学基金奨学生について」の決定にあたりご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第6号は事務局の可否に対し、教育委員会として異議のないこととします。続いて、議案第7号「令和3年度藤崎町教育委員会基本方針

及び重点施策案について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 7 ページをお開き下さい。

議案第7号「令和3年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」
標記について、別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 令和3年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策を制定するもので
あります。

別紙2及び別紙2関係見え消しをご覧下さい。

令和3年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策及び変更点を示した見え
消し版となります。当該基本方針及び重点施策については、例年、青森県教育委
員会が制定したものを基にして制定しています。

来年度における変更点は項目4. 学校教育指導の方針と重点（2）重点①授業
の充実についてイ）において、本県児童生徒の学力の課題として、思考力、判断
力、表現力等の向上が挙げられ、新学習指導要領も踏まえ、知識及び技能の習得
と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた授業づくりを行っていく必要がある
ことから、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教
材研究の深化」としたものです。

またウ）において、新学習指導要領総則において、学習評価の実施に当たって
の配慮事項が示され、特に「指導の改善や児童生徒の学習意欲の向上を図り、資
質・能力の育成に生かすようにすること」としていることから、「個に応じた学
習過程と評価を重視した指導の工夫」を「一人一人の学習の過程や成果の的確な
把握と指導の改善につながる評価の工夫」としたものです。

次に、⑪研修の充実のオ）において、新学習指導要領において、カリキュラム・
マネジメントの充実が重視され、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会
教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて具体的
に把握し、教育課程の編成に生かしていくことや教育課程に関する研究を重ね、
創意工夫を加えて編成や改善を図っていくこととしていることから、「地域の教
育資源を活用し」を加えたものです。その他句読点や、文言の追加についてはご
覧のとおりとなっております。

議案第7号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 質問等が無いようですので、議案第7号「令和3年度藤崎町教育委員会

基本方針及び重点施策案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第7号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（3月補正・令和3年当初）」を議題とします。

この案件については、二つの審議事項がありますが、それぞれの説明のあとに審議をし、最後に決をとることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 それでは、一つ目の「令和2年度藤崎町一般会計（教育費）3月補正予算案」事務局の説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）9ページをお開き下さい。

議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

1 令和2年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算案

2 令和3年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）予算案

令和3年2月15日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

1 1ページをお開き下さい。

令和2年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算案であります。3月補正においては、歳入については、分担金及び負担金において6,492千円の減額、国庫補助金において59,263千円の増額となっております。歳出については、全体で185,576千円の増額となっております。

1 2ページをご覧下さい。

歳入、教育費負担金については、学校行事等による給食の食数の実績見込みによる減額であります。

教育費国庫補助金については、国の3次補正予算の成立により、学校保健特別対策事業費補助金を活用したICT機器の購入による電子黒板の整備と来年度予定していた、藤崎中央小学校の大規模改造工事の前倒しでの申請を行ったことによるものです。

13ページをお開き下さい。

歳出に係る明細になります。事務局費から説明します。減額した項目については、今年度の実績見込みによるものです。

18節の備品購入費について、教材備品購入6,395千円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した指導者用デジタル教科書の整備、ICT機器購入費11,912千円は同交付金と歳入で説明した学校保健特別対策事業費補助金を活用した電子黒板の整備を計上したものです。

給食センター費については、歳入の負担金でも説明したとおり学校行事等による給食の食数の実績見込みによる減額であります。

14ページをご覧ください。

藤崎中央小学校費については、防火扉の修繕費83千円と、来年度予定されている大規模改造工事の前倒し申請に伴う事業費になります。

常盤小学校費については、財政当局による既存事業の財源充当の振替によるものです。

中学校費全体では、コロナ感染症対策のため、中体連等の行事が中止となったため補助金の減額を行っております。

藤崎中学校費については、屋内運動場の屋根改修工事費の確定による減額と来年度入学予定である聴覚障害を持った生徒用の教室の改修費と必要となる教材備品の購入費であります。

明徳中学校費については、コロナ感染症対策のため、生徒の家庭等との連絡を密にした事による、通信運搬費の増額であります。

15ページをお開き下さい。

社会教育総務費の藤崎町文化センター等指定管理料の減額は、コロナ感染症対策のため実施されなかった自主事業費等の減額によるものです。

文化センター管理運営費の修繕料は防火扉の修繕に係るものであります。第2表の明許繰越については、電子黒板の購入に係る事業と藤崎中央小学校の大規模改造について、予算を繰り越して令和3年度において実施することを示しております。

令和2年度補正予算については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 はい。

◎羽賀教育長 はい、加福委員どうぞ。

◎加福委員 13ページの教育総務費、教育費、事務局費、備品購入費のICT機器購

入費について説明をお願いします。

◎清野学務課長 各学年に電子黒板1台ずつとデジタル教科書を電子黒板に表示するための外付けの再生機器となるコンピューターと、電子黒板とコンピューターをつなぐケーブル、電子黒板は小学校6台ずつ、中学校3台ずつで計24台、コンピューター24台、ケーブル24本の購入費用です。

◎羽賀教育長 はい、加福委員どうぞ。

◎加福委員 はい、14ページの小学校費、教育費、常盤小学校費のグラウンド改修工事について説明をお願いします。

◎清野学務課長 先ほど事務局より説明のあったとおりで、一般財源であったものを宝くじの交付金へ充てたものです。

◎加福委員 もう一つ、15ページの社会教育費、教育費、文化センター管理運営費の修繕料について説明をお願いします。

◎佐々木生涯学習課長 防火設備定期検査の指摘事項で火災が発生した場合にセンサーが働いて自動的に閉まる防火扉、4ヶ所のセンサーが作動していない。災害時は手動で閉めることができるが、センサーが働いていないので修繕するものであります。

◎羽賀教育長 続いて、二つ目「令和3年度藤崎町一般会計（教育費）予算案」について事務局の説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）別紙3をご覧ください。

令和3年度の教育委員会所管の当初予算案です。歳入の総額は74,543千円
歳出の総額は668,071千円となっております。

4ページをお開き下さい。

歳入の明細となりますが、歳入歳出ともに主なものを説明します。

12款分担金及び負担金については、学校給食にかかる負担金であります。前年に比べ提供日数見込みを5日ほど減らしたため、1,704千円減の72,277千円となっております。

14款及び15款の負担金については、私立幼稚園に係る負担金について、こども園制度の実施に伴い住民課へ所管替えとなったため、廃目となったものであります。

国庫補助金は、コロナ対応のために必要な消毒液等の購入に係る学校保健特別対策事業費補助金や特別支援教育に係る補助金、理科備品の購入に係る補助金となっております。

雑入については、金額に誤りがあり節及び説明欄の金額が125千円となります。

6 ページから歳出の明細となります。主なものを説明します。

まず、7 ページ12 節委託料に教育ネットワークシステム保守業務委託料が新規で追加となりました。これまで学校関係のネットワークシステムについては、財政課において管理していましたが、来年度から児童生徒用のタブレット端末も多数加わることから、教育委員会で保守を担当することとなります。8 ページ中学生の国際交流事業についても、来年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ派遣事業は中止することとしたため、昨年比で4,000 千円ほど減の1,908 千円となっております。

9 ページから給食センター費になります。

10 ページ3 行目賄材料費ですが、歳入でも申し上げたとおりに、提供日数の減を見込んだため昨年比で4,000 千円ほど減額して72,336 千円となっております。

11 ページから小学校費となりますが、小学校費、中学校費ともに特筆すべき事項がなく、ほぼ例年通りの経常経費での予算計上となっております。

20 ページから社会教育費になりますが、23 ページ18 節負担金補助及び交付金において集会施設修繕費補助金が計上されています。これは榊公民館の駐車場の舗装補修を行うための補助金で7 割分を町が負担するものです。

24 ページ14 節工事請負費ですが、スポーツプラザ藤崎高圧機器等改修工事費3,536 千円を計上しておりますが、対応年数が経過したため交換するものであります。

次に27・28 ページの債務負担行為については、スポーツプラザ藤崎等と藤崎町文化センター等の指定管理について管理者と契約をするにあたり、単年度契約ではなく令和3 年度から令和7 年度までの5 年契約をし、5 年間の経費を支払うという調書となっております。

令和3 年度における主な予算にかかる説明は以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 はい。

◎羽賀教育長 加福委員どうぞ。

◎加福委員 5 ページの国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金のエネルギーに関する教育支援事業補助金について説明をお願いします。

◎清野学務課長 まず、小学校費補助金については常盤小学校でソーラー発電システムを購入するということで、この補助金は10 分の10 の補助率であります。ですので、補助金の同額79 千円で購入することになります。中学校費補助金については、藤崎中学校は戸田式電子冷却型霧箱216,711 円の霧箱を購入することにな

りますので、10分の10の補助率となりますので端数切り捨てて216千円の歳入となります。

◎加福委員 霧箱って何ですか。

◎羽賀教育長 霧を発生させ、放射線を目でみるというものです。

◎加福委員 5ページの県支出金、県負担金、教育費補助金の会場地市町村競技拠点化推進事業費補助金について説明をお願いします。

◎佐々木生涯学習課長 この221千円の内訳としましては、第80回国民スポーツ大会がコロナの影響で2026年に延期になりました。スポーツプラザ藤崎がなぎなた競技の会場となっておりまして、国体の本大会に向けて、なぎなた競技を強化する事業を開催するための補助金であります。

◎加福委員 6ページの教育費、教育総務費、教育委員会費、旅費が8節になっていますが、9節ではないでしょうか。

◎羽賀教育長 どうでしょうか。

◎木村学務課長補佐（事務局） 来年度から無くなる節があるようで、旅費が8節になっております。

◎加福委員 7ページの教育費、教育総務費、事務局費、需用費、消耗品費についてですが、今年度予算では7,708千円であるが、来年度は4,094千円になって減っているがどういう理由か。

◎清野学務課長 今年度は小学校の教科書の改訂があり、教師用教科書や指導書を購入しておりました。

◎加福委員 同じく、7ページの教育費、教育総務費、事務局費、役務費、通信運搬費が今年度に比べて増額しているのは、どういう理由か。

◎清野学務課長 先ほども事務局が説明しておりましたが、財政課から移管となった教育ネットワーク通信費1,155千円が追加になっております。

◎加福委員 その下の委託料、児童精神医学診療委託料について説明をお願いします。

◎清野学務課長 平成28年度から実施しております。子どものこころの発達研究センターに委託契約しているものです。特別な配慮が必要な児童生徒の検査等をするため、医師を派遣していただき、個々のニーズに応じた相談・報告をしていただいております。

◎加福委員 10ページ、教育費、教育総務費、給食センター費、委託料、ストレージタンク保守点検業務委託料はどういうものですか。

◎清水給食センター所長 お湯を貯めるもので貯湯槽のことです。年度末に一旦空にして清掃しています。

◎加福委員 16ページ、教育費、小学校費、常盤小学校費、工事請負費、常盤小学校中庭スピーカー増設工事について説明をお願いします。

◎清野学務課長 以前から学校から要望があり、中庭にいる児童が始業のチャイムや緊急放送が聞こえないという状況があり、支障があるということで予算計上しております。

◎加福委員 その下の備品購入費、AED購入費について説明をお願いします。前からAEDは設置してありますが、こういった内容でしょうか。

◎清野学務課長 前からある体育館に設置のAEDが、契約更新時期が迎えたものあります。

◎加福委員 17ページ、教育費、中学校費、藤崎中学校費、工事請負費、藤崎中学校高圧機器交換工事費について、キュービクルか何かでしょうか。説明をお願いします。

◎清野学務課長 キュービクルの中にある変圧機器と高圧機器のコンデンサの更新時期である15年を経過していることから、経年劣化による事故防止のため交換するものであります。

◎田澤委員 8ページ、教育費、教育総務費、事務局費、委託料、中学生国際事業委託料についてですが、来年度は実施の方向でしょうか。

◎清野学務課長 コロナの状況下でありますので現地コーディネーターと相談したところ、派遣・受入は無理であると判断しております。今年度も派遣・受入を中止し、代替事業としてZoomを使用した交流としてWeb交流事業を実施しております。来年度も継続して現地の学生と交流するためのプログラムを組んでおります。今年度よりプログラムをグレードアップし、年間を通してWeb交流するための予算となっております。

◎羽賀教育長 中学生国際交流事業に関しては、せっかく始めた事業ですので、これを出せるだけ絶やさない方向で進んでいます。コロナ禍で実際に行き来することは不可能であるがWeb、インターネットを使った交流を続け、行き来ができる状況になったら派遣・受入を再開したいという方向であります。

◎加福委員 21ページ、教育費、社会教育費、委託料、一位の木緑化管理業務委託料のいちいの木ですが、漢字では一位と書くのでしょうか。ひらがなじゃないのでしょうか。

◎佐々木生涯学習課長 記載は間違っておりません。昔から「おんこの木」といわれている木が「いちいの木」であります。一位(いちい)という漢字表記であります。

◎榊委員 漢字でこのように書くのは初めて知りました。

◎羽賀教育長 他に質問等はございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 質問等が無いようですので、議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（3月補正・令和3年当初）」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第8号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第9号「県費負担教職員（校長）の異動内申について」を議題としますが、この案件は、県費負担教職員の人事に関する事項であることから、審議については、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ご異議ないものと認め、議案第3号は非公開で審議することといたします。

なお、非公開とした資料は会議終了後に回収しますので、持ち帰りしないようお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

～非公開審議～

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 質問等が無いようですので、それでは非公開の審議を終了します。

議案第9号「県費負担教職員（校長）の異動内申について」の決定にあたりご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第9号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

ありがとうございました。

議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主幹 長内 真理子

閉会時間 午後2時18分

教育長 羽賀 義易

1番 田澤 文雄

3番 加福 哲三